

千葉県CT研究会会則

第一章 総則

第1条（名称）

本会は、千葉県CT研究会と称する。

第二章 目的及び事業

第2条（目的）

本研究会は、広汎な放射線CT診断の知識の向上と研究を目的とするものである。そのために定期的な会合を持ち、最新の知識の修得を図り、また会員の臨床経験の交流を行うものである。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成する為、年1回研究会を開催する。

（尚、事業執行に関する細則は幹事会の定めるところとする。）

第三章 会員

第4条（対象）

医療関係者で、本会の趣意に賛同し本会が主催する事業に参加できる者とする。

第5条（入会及び脱会）

入会及び脱会の手続きについては事務局で扱うものとする。その決定は幹事会が行う。

第6条（権利及び義務）

1. 会員は本会が主催する事業に出席できる。
2. 会員は所定の会費を事務局に納める。

（会費については、細則に定める。）

第四章 幹事

第7条（幹事の選出）

幹事の推薦により、会員より選出され幹事会（第六章第10条で定める）で承認される。

第8条（義務）

1. 幹事は会務を統轄、執行する。
2. 幹事は、幹事会（第六章第10条で定める）を組織する。

第五章 役員幹事について

第9 条（選出及びその役割）

1. 代表幹事をおく。
2. 各担当幹事は幹事より選出され、その任期は2年とし、再任は妨げない。
3. 幹事会には以下の担当幹事をおく。

会 計 1 名（会計は幹事より選ぶものとする）

監 査 1 名（監査は幹事より選ぶものとする）

①会計は本会の会計を遂行する。その収支は監事の監査を得た後幹事会に報告する。

②監事は本会の監査を行う。

4. 幹事会の推薦により相談役として若干名をおく。

第六章 会議

第10 条（幹事会）

本会の会務を遂行するため及び議決機関として幹事会をおく。

本会の継続について、2年ごとの幹事会にて見直すものとする。

第11 条（幹事会の業務）

1. 次の事業は幹事会の承認を受けなければならない。

① 事業計画

② 予算及び決算

③ 財産目録

④ その他幹事会において必要と認めた事項

第12 条（幹事会の議決）

1. 幹事会は、年1回以上開催するものとする。
2. 幹事会は幹事の過半数の出席（委任状を有する）をもって成立し、議決は出席者の過半数とする。

第13 条（研究会の運営）

研究会は当番幹事が運営するものとする。

第七章 会計

第14 条（収支期間）

会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第15 条（報告内容）

本会の収支決算は、年度終了後、幹事会までに会計が作成し、監査を得た後幹事会に報告し了承を得なければならない。

第八章 その他

第16 条

この会則を変更するときは、幹事会の3分の2以上の同意を得なければならない。

第17 条

本会を解散するときは、幹事会の3分の2以上の同意を得なければならない。

第18 条

本会は事務局をおく。その場所は細則で定める。

附 則

本会則は平成13年2月1日から施行する。

（施行期日）

平成26年（2014年）2月7日から施行する

（施行期日）

令和5年（2023年）7月4日から施行する

（施行期日）

令和6年（2024年）3月9日から施行する

細 則

第1 条 代表幹事は、千葉市立海浜病院 高木 卓とする。

2. 幹事は以下の9名とする

亀田メディカルセンター	加藤 光久
国立がん研究センター中央病院	石原 敏裕
聖隷佐倉市民病院	園田 優
東京女子医大八千代医療センター	福田 幸太郎
千葉大学医学部附属病院	入江 亮介
千葉西総合病院	橋本 慎也
東洋公衆衛生学院	中屋 良宏
東千葉メディカルセンター	越智 茂博

船橋市立医療センター 石塚 瞬一

3. 会計・監事〔任期2年・再選を妨げない〕は下記のとおりとする。

会計 東千葉メディカルセンター 越智 茂博

監事 東洋公衆衛生学院 中屋 良宏

4. 相談役を以下の2名とする

つくば国際大学 梁川 範幸

鎌ヶ谷総合病院 服部 篤彦

第2条 参加費500円を会費として徴収し運営に充てる。

第3条 事務局を以下に置く事とする。

千葉県立海浜病院 放射線科内

住所：千葉県千葉市美浜区磯辺3-31-1 電話043-277-7711 PHS 3107(担当高木)

第4条 本会の講師謝礼は、共催会社の規定により支払われる。